

調達（入札）説明書

三 体 協 第 1 4 5 7 号

公告日 2018 年 2 月 10 日

本調達（入札）に参加される方は、下記の事項を十分ご理解いただいたうえで調達（入札）にご参加ください。

なお、公益財団法人三重県体育協会（以下「本協会」という。）は三重県が認可する公益財団法人であることから、一部条件等に三重県の定める基準を準用しています。

1, 事項及び内容

案件名：三重県立鈴鹿青少年センター施設管理・清掃業務委託

内 容：三重県立鈴鹿青少年センターの施設運転監視・定期保守点検・清掃業務

2, 履行期間及び履行場所

(1) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(2) 履行場所 鈴鹿市住吉町南谷口
三重県立鈴鹿青少年センター

3, 参加資格及び落札者に必要な資格

(1) 参加資格

- ①当該調達（入札）に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者ではないこと。
- ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ③三重県内に本店、支店又は営業所等を有していること。なお、打ち合わせや対応等、常時対応可能な人員を配置していること。

(2) 落札資格

- ①三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ②三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札停止要件に該当しないこと。
- ③三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- ④社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む）していること。
- ⑤建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）（以下「ビル管法」という。）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号のいずれか、かつ、第 5 号及び第 7 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。
- ⑥ビル管法第 6 条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
- ⑦第 2 種電気工事士、2 級ボイラー技師、危険物取扱者（乙種 4 類）の資格を有し、「三重県立鈴

鹿青少年センター施設管理・清掃業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める時間に配置できること。

- ⑧上記の⑤及び⑥以外に、業務の実施に必要な許認可等が必要な場合に許認可を受けている者であること。
- ⑨過去5年間に事務所等の建築物で、延べ床面積5,000㎡以上の規模の施設において、施設管理又は清掃業務を通算3年以上の履行実績（6ヶ月以上の継続実績）があること。

4、入札者及び落札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、下記の（1）から（3）の書類を、13の（3）に記載の締切日までに入札事務を担当する者（以下「入札担当者」という。）まで提出してください。

なお、入札担当者は提出された証明書類等に対する説明等を依頼する場合があります。

また、落札候補者については、下記の（4）から（7）の書類を13の（6）に記載の締切日までに提出していただきます。

- （1）調達（入札）参加資格確認申請書（様式1）
- （2）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3） 未納税額がないこと用」（所管税務署が6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- （3）三重県内に本店、支店又は営業所等を有する事業所にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- （4）3の（2）の⑤及び⑥を証明する書類の写し
- （5）3の（2）の⑦を証明する書類（様式2）
- （6）3の（2）の⑧に該当項目がある場合は、それを証明する書類の写し
- （7）3の（2）の⑨を証明する書類（様式3）

5、入札方法及び落札者の決定方法について

- （1）資料1「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- （2）落札候補者については、3の（2）の落札資格の確認を行った後に落札決定となります。
- （3）入札保証金は、免除とします。

6、契約方法に関する事項

- （1）契約条項は、資料2の契約書（案）を基本とし、落札者と協議のうえ決定します。
- （2）契約保証について

契約保証については、下記のとおりとします。

- ①契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とします。

②本協会会計規程により契約保証金を免除する場合があります。なお、契約保証の免除を判断するために、過去3年間に当該契約と規模等を同じくする契約を締結し、適正に履行した実績の有無を示す証明書の提出を依頼する場合があります。

③契約保証金に代えて契約保証人を選任することも可能です。なお、契約保証人は、主債務者が業務不能となった場合に全責任を負うものとしします。

(3) 契約事務については、入札担当者が行います。

(4) 契約書は発注者と受注者で契約する場合は2通、契約保証人を選任する場合は契約保証人分を含めて作成し、それぞれが保有します。

なお、契約金額は入札金額に記載された額とし、消費税については発行請求書月の消費税率により算出するものとしします。

7, 監督及び検査

契約条項の定めに基づき、監督及び検査を行います。

8, 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払時期

契約条項の定めに基づき行います。

9, 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10, 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者（契約保証人を含む）は、受注者又は契約保証人が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条及び第4条の規定により落札停止要綱に基づく落札停止措置を受けたときには、契約を解除することができるものとしします。

11, 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとしします。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③入札担当者に報告すること。

④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、入札担当者と協議を行うこと。

(2) 受注者又は契約保証人が(1)②又は③の義務を怠った時には、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12, その他

(1) 本件入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、質疑申請書（様式4）を13の(1)の①に記載の締切日時までに行うものとしします。

- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札担当者に説明を求め、条件等を十分ご承知おきください。入札後に不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律、三重県における諸規程、本協会の定める諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合は、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合は、本協会が定める個人情報の取扱規程を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は本協会の定める規定によることによります。
- (7) 入札参加者が1社の場合でも本件入札は成立します。
- (8) 開札の結果、高落札率で談合・連合等不正な行為の疑義がある場合、落札決定を保留したうえで、入札参加者全ての入札金額内訳書の確認・審査を行うこととし、入札金額内訳書の不明な点を説明しない者は失格とするなどの措置を講ずる場合があります。

13. 入札に関する期間の設定

(1) 質疑等の提出締切日時及び回答日時

①提出締切日時及び提出先

期 日：2018年2月24日（土）必着

提出先：〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口

三重県立鈴鹿青少年センター 宛

※郵送の場合は、簡易書留など受け取りの確認できる郵送方法とする。

※FAXの場合は、受信確認を行うこと。

②回答日

2018年3月2日（金）までに回答を行います。

(2) 同等品申請の提出締切日時

対象外

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の提出締切日時

①提出締切日時

提出締切日時：2018年2月24日（土）必着

②提出方法

次の場所に郵送又は持参により上記①の期日までに提出してください。

〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口

三重県立鈴鹿青少年センター

(4) 入札書提出の締切

①締切日 下記(5)の①の日時まで

②内訳書の提出の要否 [要 ・ 不要]

(5) 開札の日時及び場所

- ①開札日時 2018年3月9日(金) 11時30分
- ②開札場所 鈴鹿市住吉町南谷口
三重県立鈴鹿青少年センター第1研修室

(6) 落札者に求める提出書類の締切日及び提出場所

- ①提出締切日 2018年3月16日(金) 必着
- ②提出場所 鈴鹿市住吉町南谷口
三重県立鈴鹿青少年センター

落札候補者にあつては、入札実施後に落札資格に関する書類を入札担当者に提出していただきます。なお、提出された書類について、入札担当者が説明を求める場合があります。

(7) 現地確認

履行場所の現地確認を希望する事業所は、下記の期間内に入札担当者まで事前に連絡のうえ現地確認を行うことができます。なお、現地確認については、入札担当者が時間調整等を行いますのであらかじめご了承ください。

- ①現地確認期間 2018年2月18日(日)から同月20日(火)16時まで
- ②確認時間 希望日の9時から16時

14. 入札及び契約事務担当

三重県立鈴鹿青少年センター 担当：西川・三谷
TEL：059-378-9811
FAX：059-378-9809

15. 様式及び添付資料等

(1) 様式

- ①調達(入札)参加資格確認申請書(様式1)
- ②常駐配置者の有資格確認票(様式2)
- ③契約履行証明書(様式3)
- ④質疑申請書(様式4)
- ④入札書(様式5)
- ⑤入札内訳書(様式6)

(2) 資料

資料1：入札に際しての注意事項
資料2：契約書(案)

入札に際しての注意事項

- 1, 本項の（１）及び（２）は参加資格、（３）から（１１）は落札資格となります。
 - （１）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 号第 1 条各号に掲げる者でないこと。
 - （３）入札参加地域要件が定められている場合は、それに該当している者であること。
 - （４）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者でないこと。
 - （５）落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
 - （６）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - （７）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）（以下「ビル管法」という。）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号のいずれか、かつ、第 5 号及び第 7 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。
 - （８）ビル管法第 6 条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
 - （９）第 2 種電気工事士、2 級ボイラー技師、危険物取扱者（乙種 4 類）の資格を有し、仕様書に定める時間に配置できること。
 - （１０）上記（７）及び（８）以外に当該案件の履行に際して許認可等が必要な場合に許認可を受けている者であること。
 - （１１）過去 5 年間に事務所等の建築物で、延べ床面積 5,000 m²以上の規模の施設において、施設管理又は清掃業務を通算 3 年以上の履行実績（6 ヶ月以上の継続実績）があること。
- 2, 落札候補者は、落札資格確認のため、入札担当者が指示する提出期限までに、下記の書類を提出してください。
 - （１）納税確認書（三重県の県税事務所が過去 6 ヶ月以内に発行したもの）の写し
 - （２）消費税及び地方消費税についての納税証明書（所管税務署が過去 6 ヶ月以内に発行したもの）の写し
 - （３）上記 1 の（７）から（１１）を証明する書類の写し
- 3, 入札価格は、入札担当者の特別な指示がない限り消費税及び地方消費税抜きの額とします。
- 4, 入札担当者は、必要に応じて追加資料等の提出を求められるものとします。
- 5, 入札額同額による落札候補者が 2 社以上ある場合は、くじ引きで落札候補者を決定します。くじ引きの方法等については、入札担当者が別途参加事業所へ連絡を行います。
- 6, 入札参加者がいない場合は、原則として再度入札を行います。
- 7, 入札書は提出されたが、最低入札額が予定価格の範囲を超える場合は、最低入札額を提示した事業所と随意契約交渉を行います。なお、入札回数は 2 回を限度とします。
- 8, 次の各号に該当する者の提出した入札書は無効となります。
 - （１）入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - （２）入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、二以上の入札をしたとき。
 - （３）入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

- (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
- (5) 指定時刻までに入札書が入札担当者へ届かなかったとき。
- (6) 入札者が入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
- (7) 入札金額内訳書の提出が必要な場合に下記の①から③いずれかに該当するとき
 - ①入札金額内訳書を提出しないときもの。
 - ②入札金額内訳書の金額と入札書の内容が一致しないとき。
 - ③記載すべき事項が欠けているとき。
- (8) その他、契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

9、契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とします。

本協会会計規程により契約保証金を免除する場合があります。なお、契約保証の免除を判断するために、過去3年間に当該契約と規模等を同じくする契約を締結し、適正に履行した実績の有無を示す証明書の提出を依頼する場合があります。

契約保証金に代えて契約保証人を選任することも可能です。なお、契約保証人は、主債務者が業務不能となった場合に全責任を負うものとします。

- 10、受注者が、暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 11、受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③入札担当者に報告すること。
 - ④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、入札担当者と協議を行うこと。
- 12、受注者又は契約保証人が11の②又は③の義務を怠った時には、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 13、契約書の作成及び提出については、本協会会計規程によります。
- 14、入札参加者が1社の場合でも入札は成立となります。
- 15、公告、調達（入札）説明書及び注意事項に記載のない事項については、本協会の規定によるものとします。

三重県立鈴鹿青少年センター施設管理・清掃業務委託契約書（案）

- 1, 業務の名称 三重県立鈴鹿青少年センター施設管理・清掃業務委託
- 2, 履行場所 〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口
三重県立鈴鹿青少年センター
- 3, 履行期間 2018年4月1日から2023年3月31日まで
- 4, 契約金額 ●●●●●●●●●●円
上記契約額は、消費税を含まないため、支払い時には請求月の消費税率を加算するものとする。
- 5, 契約保証金 金●●●●●●●●円 [免除] [契約保証人選任]

公益財団法人三重県体育協会（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、上記業務委託について契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するために、本書●通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

●●●●年●月●日

(委託者 [甲])

(受託者 [乙])

(完成保証人 [丙])

三重県立鈴鹿青少年センター施設管理・清掃業務委託契約の条項

(総則)

第1条 甲は、本業務委託契約に関し、次の各条項に定めるほか添付仕様書（付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）に基づき三重県立鈴鹿青少年センター施設管理・清掃業務委託（以下「委託業務」という。）を、表紙の契約金額及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 前項の仕様書等に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務の実施に際し、仕様書等に定められた書類を作成し、施設管理担当者の承諾を受けなければならない。

2 乙は、本契約書及び仕様書等による他、業務計画書に基づいて甲の指示監督に従い委託業務を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、本契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(再委託の制限)

第4条 乙は、本契約の履行について、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、予め（再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した）書面により甲の承認を得なければならない。

(従事者の選任)

第5条 乙は、委託業務の履行について、甲が必要とする有資格者を業務責任者及び業務担当者として定め、甲の承認を受けなければならない。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができるものとする。

2 甲は、委託業務の履行上、乙の配置する業務責任者又は業務担当者が不適當であると認めるときは、乙に対してその事由を明示したうえで交代を求めることができる。

3 乙は、乙が雇用する正規の社員から「建築物環境衛生管理技術者」を選任しなければならない。

4 乙は、乙の都合により甲が指定する勤務体制を確保することができない場合は、代替要員を配置しなければならない。ただし、代替要員であっても、業務担当者の資格等を満

たす者とし、予め甲の承認を得なければならない。]

(業務報告)

第6条 乙は仕様書等に基づいて業務報告書等を作成し、甲へ提出しなければならない。

- 2 乙は、仕様書等に基づくほか、委託業務の履行が著しく困難となる事情が生じたとき、又はその他連絡が必要と認められる事項が発生したときは、甲へ報告をしなければならない。

(業務の検査等)

第7条 甲は、前条の業務報告書等について検査を行わなければならない。

- 2 甲は、前項の検査について、乙から報告を求め、仕様書等に適合しないと認められる場合には、作業の手直し等を命じることができる。この場合、乙は手直し等の結果を書面で甲に報告しなければならない。

(法令上の責任)

第8条 乙は、業務関係者に対する労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

- 2 乙は、第4条の規定により委託業務の一部を第三者に委託させた場合においては、その第三者に対する民法他法令上の一切の責任を負うものとする。

(無償供与等)

第9条 甲は、乙の委託業務実施に必要な施設の電気・ガス・水道等について、乙へ無償で提供するものとする。

- 2 甲は、乙の委託業務実施に必要な常駐業務室・控室、倉庫等について、無償で提供するものとする。
- 3 乙は、第1項については、使用量の節減に努め、また第2項については丁寧な取扱い等を行うこととし、管理者として適切かつ効率的な運用に努めなければならない。

(業務上の損害)

第10条 乙は、委託業務実施にあたり、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。また、第三者に損害を及ぼした場合も同様とする。

- 2 甲は、第三者に及ぼした損害について、その原因が甲の責に帰する事由による時、通常避けることができない天災・火災・騒音・振動・盗難その他不可抗力によるもの、又は乙が契約に基づき善良な委託業務の履行を怠らなかつたときは、これを賠償しなければならない
- 3 甲乙は、前項の場合その他委託業務を行うことについて、第三者との間に紛争が生じた場合においては、協力してその処理と解決にあたるものとする。

(仕様書の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して委託業務内容を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、設計変

更を行い請負比率により委託料を増額又は減額することができる。

(業務の中止)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知して委託業務の全部又は一部を中止させることができる。

(物価変動に基づく委託料の変更)

第13条 甲又は乙は、物価水準の変動により委託料が著しく不相当となった場合には、相手方に対して委託料の変更を求めることができる。

(委託料等の変更方法等)

第14条 委託料等の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙に意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料等の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 本契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合、又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(委託料の支払い)

第15条 乙は、第7条に規定する毎月の検査等に合格した時は、甲に対し適法な請求書により代金の支払いを請求することができる。ただし、各月の支払額は下記のとおりとする。

区分	金額
●●●年●月から●●●年●月	
●●●年●月分	

なお、消費税については、支払い対象月の月末時点の消費税率を適用するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に対して代金を支払わなければならない。
- 3 甲の責に帰する事由により前項の支払期限までに代金を支払わない場合は、甲は支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率と同率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅延の違約金等)

第16条 乙の責に帰する事由により履行期限までに業務を完了できない場合において、履行完了期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を付して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金の額は、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じて未履行部分相当額に支払遅延防止法に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率と同率を乗じた

額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業書である事業団体が独占禁止法第8条第1項号の規程に違反したことにより公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規程に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63号第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規程に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業団(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該機関(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該分野取引に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人にあつてはその役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45条)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同行に規定する賠償額を超える場合においては、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(不当介入に対する措置)

第18条 乙は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、断固として拒否し、その旨を速やかに甲に報告を行うとともに、警察に通報し捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 甲は、乙が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置を行うときは、警察本部との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行う場合がある。

(甲の解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができ

る。この場合、乙は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 履行状況が著しく不誠実と認められ、又は本契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - (3) 第7条の第2項の規定による命令に違反したとき。
 - (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
 - (5) 三重県が発注する物件関係契約に関して、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
 - (6) 乙が、第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (7) 前各号の他、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項に規定により契約を解除したときは、業務の出来高を検査し、出来高部分に相当する委託料を乙に支払わなければならない。
 - 3 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、その損害に相当する額について甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力により契約の履行が不可能となるとき。
 - (2) 甲の責に帰すべき理由により、乙がこの契約を履行できないとき。
- 2 前条第1項の規定は、前項第1項の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 第1項第2号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴う措置)

第21条 契約が解除された場合において、乙は、次項以下の定める措置をとらなければならない。

- 2 第9条第2項の規定による無償供与について、これを甲に返還しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは現状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第22条 第19条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は第19条第1項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

(債権債務の相殺)

第23条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、業務委託料と相殺

することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(委託業務の引継ぎ等)

第24条 乙は、本契約が終了し、若しくは全部又は一部を解除した場合において、甲及び甲が指定する者が業務を継続する(成果品等を利用した事業を含む。)ために必要な措置を講じ、支援するものとする。

2 前項に規定するほか、前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容は、甲及び甲の指定する者と乙で協議のうえ定めるものとする。

(委託料の精算)

第25条 甲又は乙は、第19条又は第20条の規定により本契約が解除されたときは、委託料を精算するものとする。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、本契約を履行するうえで入手した個人情報の取扱については、別記「個人情報の取扱に関する特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第27条 乙は、本契約により知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 本条の規定は契約終了(解除を含む)後も適用する。

(調査等)

第28条 甲は、必要があると認めるときは、乙へ業務内容について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。また、安定的な履行の確保のため、乙に対して各会計年度における最新の財務諸表(写し)の提出を求め、必要に応じて経営状況の説明を受けるものとする。

(緊急の措置)

第29条 甲は、運営上緊急の措置を要する場合は、乙に対して必要な措置を執ることを求めることができる。

2 乙は、前項の措置を遅滞なく執らなければならない。また、措置完了後においては、甲へ遅滞なく報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項よる措置に要した費用のうち、契約金額に含めることが著しく不適當であると認められる部分については、協議のうえこれを負担するものとする。

(臨時の措置)

第30条 乙は、臨時に新たな設備管理が必要であると判断した場合には、その旨を甲に報告し

なければならない。

- 2 甲は、前項等特別な事由により臨時に新たな設備管理が必要となった場合は、乙に指示することができる。
- 3 甲は、前項により臨時の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲乙協議のうえこれを負担するものとする。

(契約外事項)

第31条 本契約に定めのない事項は、日本国法令、三重県条例規則並びに公益財団法人三重県体育協会各規程の定めによるものとする。

(紛争又は疑義等の解決)

第32条 本契約に関して、紛争又は疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実の原則に従い協議のうえ、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第33条 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は発注者を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の施設内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による業務を履行するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を履行するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合

を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- ① 再委託する業務の内容
- ② 再委託先
- ③ 再委託の期間
- ④ 再委託が必要な理由
- ⑤ 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- ⑥ 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- ⑦ 再委託先の監督方法
- ⑧ その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- ① 再委託先
- ② 再委託する業務の内容
- ③ 再委託の期間

- ④ 再委託先の責任体制等
 - ⑤ 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - ⑥ その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による業務を履行するために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- ① 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- ② 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- ③ 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- ④ 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- ⑤ 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- ⑥ 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- ⑦ 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- ⑧ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による業務を履行するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、業務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア

アを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の履行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の履行に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。